

令和3年12月21日 町民窓口課

寒川町パートナーシップ宣誓制度が始まります

対等な立場で、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、互いを人生のパートナーとして宣誓する制度である「寒川町パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

【制度の実施開始日】令和4年2月1日（火）

（宣誓及び受領証の交付：令和4年2月1日（火）午前9時から）

※宣誓の際は、宣誓を希望する日の7日前までの事前予約が必要です

<事前予約の方法等>

【予約受付開始日時】令和4年1月18日（火）午前9時から

【予約受付時間】平日（祝日除く）午前9時から午後5時まで

【予約方法】電話またはEメール

※宣誓希望日と時間帯（午前・午後など）、お二人の氏名、代表の方の
日中の連絡先などをお伝えください。

【予約受付先】 寒川町宮山165 寒川町 町民窓口課 相談・人権担当

〈電話〉0467-74-1111 内線473,474

〈Eメール〉soudan@town.samukawa.kanagawa.jp

問い合わせ先

町民部 町民窓口課 課長 徳江 貞昭 ☎0467-74-1111 内線170